

# 文教委員会追加資料

## 1 請願の審査

### (1) 請願第2号 小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願

- ・ 所得制限により助成対象外となる方の納税額の試算について

こども未来局

(令和元年8月1日)

## 所得制限により助成対象外となる方の納税額の試算について

扶養人数		0人	1人	2人	3人
所得限度額		6,300,000円	6,680,000円	7,060,000円	7,440,000円
収入額（目安）		8,330,000円	8,750,000円	9,170,000円	9,600,000円
控除対象 配偶者なし （共働きを想定）	住民税	473,300円	505,300円	535,300円	566,300円
	所得税	514,200円	577,100円	639,800円	702,700円
	合計	987,500円	1,082,400円	1,175,100円	1,269,000円
控除対象 配偶者あり （専業主婦（夫）を想定）	住民税		471,300円	502,300円	532,300円
	所得税		499,500円	562,200円	625,100円
	合計		970,800円	1,064,500円	1,157,400円

・子ども1人の場合の想定納税額

・子ども2人の場合の想定納税額

※所得を給与収入のみと想定し、所得限度額を超過する最低の給与収入額により試算。

※所得控除は基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除のみとした。

※社会保険料控除については、想定月収額を給与収入額の16.5分の1（給与12か月＋賞与4.5か月）として、標準報酬月額及び標準賞与額を算定し、平成31年度の神奈川県保険料率を用いて算定。

※所得税には復興特別所得税を含む。